

天王寺区役所広告付き案内地図仕様書

1. 募集内容

(1) 名称

天王寺区役所広告付き案内地図

(2) 設置場所

大阪市天王寺区役所 1階正面入口風除室（別図参照）

(3) 業務内容

大阪市天王寺区役所周辺地図を作成・設置する。なお、その地図上に所在する民間企業等の広告主を募集し、広告を掲載することができるものとする。

(4) 大阪市天王寺区役所広告付き案内地図（以下、「広告付き地図」とする）設置方法

- ・広告付き地図は本体と側板にて構成する。
- ・本体は高さ 2000～2400mm×幅 1650～1850mm×厚さ 350 mm以内の大きさで作成すること。
- ・側板は高さ 2000～2400mm×幅 900～1100mm×厚さ 350 mm以内の大きさで作成すること。
- ・本体と床をアンカーボルト等で止めるかストッパー付きのコマをつけるなどして地震等でも容易に転倒しないよう施すこと。また、壁際に設置すること。なお、撤去の際には、原状復帰すること。
- ・周囲と調和のとれた色合いにすること。

(5-1) 本体

- ・地図枠、広告枠およびポスター枠により構成すること。
- ・電気亜鉛メッキ鋼板(t1.5 以上)加工、メタリック焼付塗装と同程度の仕様を施すこと。
- ・意匠面（地図・広告部分）は、透明アクリル板カバー等(t4.0 以上)と乳白アクリル板ベース等(t3.0 以上)にカラーコルトンフィルムを挟み込む形あるいはそれと同程度の視認性および表現力を發揮すること。

(5-2) 地図枠

- ・地図は「天王寺区役所周辺案内図」と「天王寺区全域図」より構成すること。
- ・地図の大きさと縮尺は当区の指示に従うこと。
- ・公共施設・災害時の避難場所等当区が指定する地点をわかりやすく表示すること。
- ・色覚障害者に配慮した配色等でデザインすること。
- ・地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。

(5-3) 広告枠

- ・広告枠は本体の4分の1以下の大きさとする
- ・地図上に所在する広告主の広告を表示することができる。（写真・名称・電話番号等）
- ・広告を表示する場合は地図上の地点の広告主と広告枠の広告が見つけやすくなるよう番号等で一致させておくこと。
- ・本体内に収まる大きさで作成し、一枠が極端に大きくならないようにすること。

(5-4) ポスター枠

- ・ポスター枠は当区ポスターを貼り付ける枠とする。
- ・ポスター枠は本体下部に設置すること。
- ・コルクボード等、押しピンで貼り付けることができる仕様にすること。

(6) 側板

- ・側板は会議室の案内とパンフレット枠により構成する。
- ・本体と調和のとれた色合いにすること。
- ・区役所の会議室の案内についてホワイトボード用マーカーで記載できるようにすること。
- ・案内欄については、高さ 130 mm以上、幅 750 mm以上の横書き記載ができるものとし、欄は 5つ以上作成すること。
- ・ホワイトボードは案内項目ごとにそれぞれ取り外しが可能な構造にすること。
- ・案内欄の上部には「本日の会議室のご案内」等、会議室の案内が表示されている旨の文言を施すこと。
- ・会議室の案内の下部スペースにはA 4 サイズパンフレットを配架できるラックを 3つ以上取り付けること。

(7) その他

- ・制作・設置・移設・撤去に関する一切の費用を負担すること。
- ・破損・汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更・移転等についてのメンテナンスをその都度行うこと。また、1年に1度は周辺地図全体を貼り替えること。ただし、天王寺区内状況に特に変化なく本市が貼り替える必要のないものとして認めた場合にはその限りではない。
- ・地図上の広告主の表示や広告枠の掲載については、掲出の10営業日前までに見本を区の担当者へ提出し、承認を得ること。
- ・「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、大阪市が推奨するものではありません。」等の表示を施すこと。
- ・維持管理に電源を使用する場合には電源の on/off が容易にできる構造にすること。

2. 支払い条件

本市の発行する納入通知書により、期日までに年間使用料を支払うこと。支払われた使用料は返還しないこととする。ただし、本市の責めに帰すべき理由で地図を設置できなかった場合は、別途協議するものとする。

3. その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は大阪市行政財産広告取扱規則その他別に定める広告掲載要領に定めるところによるものとする。
- (2) 大阪市及び当区の信頼及び品位を損なうことのないよう、細心の注意を払うこと。
- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項については、当区の指示に従うものとする。
- (4) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、両者が協議してこれを解決するものとする。